

平成27年度第2回市原市個人情報保護審査会議事要旨

- 1 会議の名称 平成27年度第2回市原市個人情報保護審査会
- 2 開催日時 平成27年8月6日(木)午後2時～午後3時20分
- 3 開催場所 市原市議会 第2委員会室
- 4 出席者 審査会委員 小賀野会長、河邊委員、濱田委員、福山委員、安川委員
実施機関
(市民課)
星野課長、鈴木係長、永野主任、宇田川主事
(情報管理課)
宮原課長、清田主任、佐藤主事
事務局
中島部長、桐谷次長、高澤課長、池田室長
立花法務・情報公開室長、豊田主任

5 議題

(1) 実施機関からの諮問事項について

[諮問1]

個人情報保護制度の運営に関する重要事項についての諮問

住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)について

(2) その他審議事項

[審議1]

市原市個人情報保護条例の一部を改正する条例(案)について

6 議事等の概要

(1) 実施機関からの諮問事項について

[諮問1]

住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)について

ア 実施機関による特定個人情報保護評価書に関する説明

実施機関(担当部署 市民生活部市民課)が、住民基本台帳に関する事務において「団体内統合宛名システム」及び「中間サーバー」を導入するにあたり、特定個人情報を利用する理由とその根拠、特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の内容に沿って、あらかじめ予測されるリスクへの対策等について説明を行った。

続いて、総務部情報管理課が、システム環境の取扱い、ネットワーク管理の状況等について説明を行った。その後、各委員から質疑がなされた。

イ 審議

住民基本台帳に関する事務において特定個人情報を利用する理由、特定個人情報

の保護に対して講じる措置等を踏まえて審議が行われ、次の意見が出された。

- ・特定個人情報を利用した事務を行うにあたっては、その事務の趣旨と特定個人情報の重要性について、あらかじめ市民に具体的な説明を行い、十分な理解を得ること。
- ・特定個人情報を取り扱う手続に対しては、厳格な保護措置を講ずること。
- ・全ての職員に対し、特定個人情報に関する法令の規定を定期的、継続的に周知し、教育を実施すること。
- ・特定個人情報を取り扱う職員に対して、個人番号情報の適正な取扱いについて定期的、継続的に指導及び監督する体制を整えあわせて、その指導・監督が適切に実施されているかについても定期的に確認を行うこと。

答申書の作成方法については、審査会より示された答申の方向性に基づき、会長の指導のもと、事務局が答申素案を取りまとめ、素案に対する各委員からの意見を反映させた後、会長が答申書の最終稿をまとめることとした。

(2) その他審議事項

〔審議1〕

市原市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）について

ア 事務局より説明

番号法の施行に向けた特定個人情報の保護措置の一つとして、市原市個人情報保護条例に所要の改正を行うにあたり、平成27年7月1日から7月31日までの間、市原市パブリックコメント手続実施要綱（平成26年市原市告示第56号）によるパブリックコメント手続を実施した結果と、提出された意見への市の考え方について事務局が報告を行った。その後、各委員から質疑がなされた。

イ 審議

市原市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）についてパブリックコメント手続に基づき提出された意見を踏まえて審議が行われ、次の意見が出された。

- ・代理人による請求があった場合は、その諾否の決定について、請求した代理人のみでなく、本人にも通知すべきではないか。
- ・委任状については、提示ではなく、原本の提出を求めるべきではないか。

今後の条例改正手続にあたっては、審議会から示された意見を参考としながら市の意思決定を行う。